

I 原子力防災訓練の実施状況

I - 1 訓練実施の趣旨

県では，国，関係市町及び防災関係機関等と連携して，川内原子力発電所 1 号機が試運転を始めた昭和 58 年度から，県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき，毎年度原子力防災訓練を実施[※]している。

令和 3 年度は，県及び薩摩川内市など関係周辺市町の主催により実施した。

訓練は，警察，消防，自衛隊など約 170 の関係機関（年度間：約 190 機関），約 1,800 人（年度間：約 5,000 人）が参加し，情報伝達や事態の進展に応じた段階的避難などの手順を確認したほか，県原子力安全・避難計画等防災専門委員会や一昨年度の訓練反省会等での意見等も踏まえ，新型コロナウイルス感染症流行下を想定し，感染症対策を実施しながら訓練を実施するとともに，住民避難支援・円滑化システムを活用した訓練を実施した。

そのほか，オフサイトセンターでの放射線防護設備の稼働訓練，U P Z 外の受入市町への避難・避難誘導訓練，避難所での視覚・聴覚障がい者を想定した受入対応などについて，内容を拡充して実施した。

※ 訓練未実施の年度

- ・ 平成 22 年度：鳥インフルエンザの発生に伴い中止
- ・ 平成 23 年度：県及び関係市の「原子力災害対策暫定計画」に基づく訓練を実施することとし，実施を見合わせ
- ・ 平成 26 年度：関係市町の要援護者の避難支援計画が作成中のため，実施を見合わせ
- ・ 令和 2 年度：新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ中止

I - 2 令和3年度の訓練の特徴

- 事故の進展に応じて，県，関係市町，関係機関が協働・連携し，地域防災計画に基づき訓練を実施
- 住民避難支援・円滑化システムを活用した訓練の実施
- 新型コロナウイルス等の感染症流行下を想定した訓練の実施

1 段階的避難に係る住民理解を深めるためのシナリオ訓練

- (1) 第1段階：P A Zの要配慮者避難
- (2) 第2段階：P A Zの住民避難，U P Zの屋内退避
- (3) 第3段階：U P Zの空間放射線量率に基づく住民避難

2 警戒事態における初動対応訓練

- (1) 発災直後の情報伝達や関係職員の参集，オフサイトセンターの立ち上げ手順の確認
- (2) 被災状況などの情報収集，実動機関への派遣要請，住民等に対する情報提供
- (3) 要配慮者（在宅，社会福祉施設入所者等）の避難準備
- (4) 要配慮者のうち無理に避難すると健康リスクが高まる者が屋内退避をする放射線防護施設稼働訓練

3 オフサイトセンター参集・運営訓練（拡充）

- (1) オフサイトセンターの立ち上げ及び運営に係る訓練
- (2) 緊急時モニタリングセンターを立ち上げ，緊急時モニタリングを実施し，空間放射線量の測定，分析結果に基づく一時移転地域の特定に係る手順を確認
- (3) 避難住民の防護措置の実施資料を作成（図上訓練）
- (4) 非常用発電機への燃料供給訓練
- (5) 代替オフサイトセンター（消防学校）立ち上げ訓練
- (6) 放射線防護設備の稼働訓練（新）

4 住民等に対する広報訓練（拡充）

- (1) 広報車，防災行政無線，緊急速報メール（日本語・英語），コミュニティFM等による住民や観光客等一時滞在者への情報伝達訓練
- (2) 観光施設等での観光客等一時滞在者への情報伝達訓練
- (3) 外国語による情報伝達訓練

5 避難・避難誘導・屋内退避訓練（拡充）

(1) 避難所等での屋内退避

大規模地震による建物の倒壊等により，自宅等での屋内退避ができないことを想定して，近隣の避難所での屋内退避訓練

(2) 要配慮者等の避難訓練

ア 原子力防災・避難施設等調整システムを活用し，放射性物質の放出状況や被災状況を踏まえ，10km以遠の社会福祉施設等の避難先を調整

イ 九電社員によるPAZの要配慮者（在宅）に対する支援

ウ 九電が追加配備した福祉車両を用いた避難訓練

(3) 広域避難訓練

UPZ外の受入市町への住民避難訓練（拡充）

(4) 保育園，幼稚園，学校の避難訓練

各校において，保護者への情報連絡，引渡しを実施し，各校の避難計画に基づく手順を確認（訓練実施日は各学校等で別途設定）

6 避難所設置等の訓練（拡充）

(1) 避難所開設から住民の受入れについて避難元と避難先の自治体との手順等を確認

(2) 要配慮者や視覚・聴覚障がい者を想定した受入対応の実施（拡充）

(3) 健康相談窓口の開設

(4) 避難所での防災用品等備蓄物資の展示等

(5) トラック協会による支援物資搬送

7 避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練（拡充）

(1) 避難退域時検査

ア 検査体制の確認

イ 車いす利用者，複数汚染箇所を想定した検査

ウ 簡易除染で除染できなかった場合の拡散防止処置訓練

エ 未実施場所（候補地）での検証（拡充）

(2) 安定ヨウ素剤配布

住民への配布手順の周知や緊急配布場所での配布（拡充）

(3) 被ばく傷病者対応訓練

被ばく傷病者を想定した情報伝達を実施

8 自衛隊など実動機関との連携（拡充）

(1) 道路啓開訓練

地震による倒木等により，通行不能となった避難経路の復旧作業を実施

(2) 残留住民の確認

避難地区における残留住民の確認

9 その他

(1) 住民避難支援・円滑化システムによる避難状況把握手順の確認（新）

(2) モニタリングポストへの燃料供給訓練

(3) タクシー協会による緊急輸送活動

(4) ドローンを活用した道路被害状況確認

(5) 外部委託による訓練の評価・検証

(6) TV会議システムを活用した訓練振り返りの実施

I - 3 原子力防災訓練の実施状況

実施 年度	実施月日	実 施 機関数	参加 人員	訓 練 種 目
昭和 58	8月22日(月)	18	370	緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練
59	6月5日(火)	38	815	災害対策本部の設置・運営訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 住民に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練
60	10月30日(水)	28	370	緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 災害対策連絡室の設置・運営訓練
61	10月28日(火)	43	903	災害対策本部の設置・運営訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 住民に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 緊急時通信手段確保訓練
62	11月5日(木)	33	322	緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 災害対策連絡室の設置・運営訓練
63	11月8日(火)	46	883	災害対策本部の設置・運営訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 住民に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 緊急時通信手段確保訓練
平成 元	11月14日(火)	33	319	緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 災害対策連絡室の設置・運営訓練
2	11月14日(水)	46	841	災害対策本部の設置・運営訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 住民に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 緊急時通信手段確保訓練
3	11月22日(金)	33	376	緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 災害対策連絡室の設置・運営訓練
4	11月18日(水)	47	810	災害対策本部の設置・運営訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 住民に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 海上訓練, 緊急時通信手段確保訓練
5	11月12日(金)	54	478	緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 災害対策連絡室の設置・運営訓練
6	11月22日(火)	57	900	災害対策本部の設置・運営訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 住民に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 海上訓練, 緊急時通信手段確保訓練
7	11月22日(水)	57	560	緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 災害対策連絡室の設置・運営訓練

実施 年度	実施月日	実 施 機関数	参加 人員	訓 練 種 目
8	10月16日(水)	58	1,008	災害対策本部の設置・運営訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 住民に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 海上訓練, 緊急時通信手段確保訓練
9	11月26日(水)	57	564	緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 災害対策連絡室の設置・運営訓練
10	11月19日(木)	59	1,018	災害対策本部の設置・運営訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 住民に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 児童の屋内退避訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 地震想定訓練, 海上訓練, 緊急時通信手段確保訓練
11	平成12年 2月3日(木)	64	1,904	災害対策本部の設置・運営訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 住民に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 海上訓練, 要員搬送訓練
12	平成13年 2月6日(火)	81	6,424	災害対策本部の設置・運営訓練, オフサイトセンター設置・運営訓練, 要員搬送訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 住民に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 海上訓練
13	平成14年 1月31日(木)	81	6,163	災害対策本部等設置・運営訓練, オフサイトセンター運営訓練, 要員搬送訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 住民等に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 海上訓練
14	10月29日(火)	82	6,610	災害対策本部等設置・運営訓練, オフサイトセンター運営訓練, 要員搬送訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 住民等に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 海上訓練
15	平成16年 1月28日(水)	82	6,923	災害対策本部等設置・運営訓練, オフサイトセンター運営訓練, 要員搬送訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 住民等に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 海上訓練
16	平成17年 1月30日(日)	83	6,009	災害対策本部等設置・運営訓練, オフサイトセンター運営訓練, 要員搬送訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 住民等に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 海上訓練
17	11月18日(金) 19日(土)	85	6,909	災害対策本部等設置・運営訓練, オフサイトセンター運営訓練, 要員搬送訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 住民等に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 海上訓練
18	11月17日(金)	86	6,803	災害対策本部等設置・運営訓練, オフサイトセンター運営訓練, 要員搬送訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 住民等に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 海上訓練
19	10月23日(火)	90	6,743	災害対策本部等設置・運営訓練, オフサイトセンター運営訓練, 要員搬送訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 住民等に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 海上訓練, 消火活動訓練
20	平成21年 1月31日(土)	90	6,860	災害対策本部等設置・運営訓練, オフサイトセンター運営訓練, 要員搬送訓練, 緊急時通信連絡訓練, 緊急時環境放射線モニタリング訓練, 住民等に対する広報訓練, 避難誘導訓練, 緊急時医療措置訓練, 警戒警備・交通規制訓練, 自衛隊緊急派遣訓練, 海上訓練, 消火活動訓練

実施年度	実施月日	実施機関数	参加人員	訓練種目
21	平成22年 1月19日(火)	89	6,649	災害対策本部等設置・運営訓練、オフサイトセンター運営訓練、要員搬送訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、住民等に対する広報訓練、避難誘導訓練、緊急時医療措置訓練、警戒警備・交通規制訓練、自衛隊緊急派遣訓練、海上訓練、消火活動訓練
22	—	—	—	※ 鳥インフルエンザの発生に伴い中止
23	—	—	—	※ 県及び関係市の「原子力災害対策暫定計画」に基づく訓練を実施することとし実施を見合わせ
24	8月11日(土)	133	10,918	緊急時通信連絡訓練、災害対策本部等設置・運営訓練、現地災害対策本部設置・運営訓練、オフサイトセンター斉招集・通信連絡訓練、要員搬送訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、住民等に対する広報訓練、避難誘導訓練、緊急被ばく医療措置訓練、警戒警備・交通規制訓練、自衛隊緊急派遣訓練、海上警戒警備、交通規制訓練、発電所における緊急安全対策訓練
25	10月11日(金) 10月12日(土) ※国主催 原子力総合防災訓練	130	3,400	緊急時通信連絡訓練、災害対策本部等設置・運営訓練、現地災害対策本部設置・運営訓練、オフサイトセンター参集・運営訓練、要員搬送訓練、緊急時モニタリング訓練、住民等に対する広報訓練、避難誘導訓練、緊急被ばく医療措置訓練、警戒警備・交通規制訓練、海上警戒警備・交通規制訓練、自衛隊緊急派遣訓練、発電所における事故拡大防止訓練、関係周辺市町における各種訓練
26	—	—	—	※ 関係市町の要援護者の避難支援計画が作成中のため、実施を見合わせ
27	12月20日(日)	150	3,600	緊急時通信連絡訓練、災害対策本部等設置・運営訓練、現地災害対策本部設置・運営訓練、オフサイトセンター参集・運営訓練、要員搬送訓練、緊急時モニタリング訓練、住民等に対する広報訓練、避難誘導訓練、避難所等設置訓練、避難退域時検査・緊急被ばく医療措置訓練、避難施設等調整システム活用訓練、警戒警備・交通規制訓練、海上警戒・交通規制訓練、自衛隊緊急派遣訓練、発電所における事故拡大防止訓練、関係市町個別訓練
28	平成29年 1月28日(土)	180	4,200	緊急時通信連絡訓練、災害対策本部等設置・運営訓練、現地災害対策本部設置・運営訓練、オフサイトセンター参集・運営訓練、要員搬送訓練、緊急時モニタリング訓練、住民等に対する広報訓練、避難誘導・屋内退避訓練、避難所等設置訓練、避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練、避難施設等調整システム活用訓練、警戒警備・交通規制訓練、海上警戒・交通規制訓練、自衛隊緊急派遣訓練、発電所における事故拡大防止訓練、関係市町個別訓練
29	平成30年 2月3日(土)	190	4,400	緊急時通信連絡訓練、災害対策本部等設置・運営訓練、現地災害対策本部設置・運営訓練、オフサイトセンター参集・運営訓練、要員搬送訓練、緊急時モニタリング訓練、住民等に対する広報訓練、避難、避難誘導・屋内退避訓練、避難所等設置訓練、避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練、避難施設等調整システム活用訓練、警戒警備・交通規制訓練、海上警戒・交通規制訓練、自衛隊緊急派遣訓練、発電所における事故拡大防止訓練、地域別訓練
30	平成31年 2月9日(土)	210	5,000	災害対策本部等設置・運営訓練、現地災害対策本部設置・運営訓練、オフサイトセンター参集・運営訓練、要員搬送訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練、住民等に対する広報訓練、避難・避難誘導・屋内退避訓練、避難所等設置訓練、避難施設等調整システム活用訓練、警戒警備・交通規制訓練、海上警戒警備・交通規制訓練、自衛隊緊急派遣訓練、発電所における事故拡大防止訓練、地域別訓練
令和元	令和2年 2月9日(日)	210	5,000	災害対策本部等設置・運営訓練、現地災害対策本部設置・運営訓練、オフサイトセンター参集・運営訓練、要員搬送訓練、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練、避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練、住民等に対する広報訓練、避難・避難誘導・屋内退避訓練、避難所等設置訓練、避難施設等調整システム活用訓練、警戒警備・交通規制訓練、海上警戒警備・交通規制訓練、自衛隊緊急派遣訓練、発電所における事故拡大防止訓練

実施 年度	実施月日	実 施 機関数	参加 人員	訓 練 種 目
2	—	—	—	※ 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ中止
3	令和4年 2月11日(金)	170 (年度間： 190)	1,800 (年度間： 5,000)	災害対策本部等設置・運営訓練，現地災害対策本部設置・運営訓練，オフサイトセンター参集・運営訓練，要員搬送訓練，緊急時通信連絡訓練，緊急時モニタリング訓練，避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練，住民等に対する広報訓練，避難・避難誘導・屋内退避訓練，避難所等設置訓練，避難施設等調整システム活用訓練，警戒警備・交通規制訓練，海上警戒警備・交通規制訓練，自衛隊緊急派遣訓練，発電所における事故拡大防止訓練
合計（延べ参加者数）			116,852	

(1) 地区・年度別住民参加状況

市町名		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
薩摩川内市	5km内	131	118	133	161	169	118	124	141	138
	5km ～30km	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いちき串木野市		27	26	28	33	22	28	27	32	23
合計		158	144	161	194	191	146	151	173	161

市町名		平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度
薩摩川内市	5km内	114	146	127	115	115	98	76	—
	5km ～30km	212	26	68	150	171	152	182	—
いちき串木野市		42	83	100	366	164	114	72	—
阿久根市		84	—	100	100	50	75	50	—
鹿児島市		—	—	30	100	140	69	100	—
出水市		—	—	50	100	76	75	50	—
日置市		—	—	360	140	120	125	120	—
姶良市		—	—	7	18	5	206	5	2
さつま町		—	—	2	100	50	41	50	—
長島町		—	—	80	100	65	20	65	—
合計		452	255	924	1,289	956	975	770	2

※ 上記参加者数は、以下の参加人数も含む

- ・ 本訓練の事象想定とは別途実施する地域別訓練、屋内退避訓練、講習会の参加人数

(2) 教育（保育）・福祉施設の避難・屋内退避訓練参加状況

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
参加者	836	779	867	12	1,239	1,204	1,136	1,114	1,119

年度	平成24年度	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度
参加者	8,966	106	296	311	875	1,261	1,815	0 (2,965)

※ 上記参加者数は、以下の参加人数も含む

- ・ 本訓練の事象想定とは別途実施する地域別訓練、屋内退避訓練、講習会の参加人数
- ・ 学校、幼保育園等での情報伝達・園児引渡し訓練の参加人数
- ・ 在宅の要支援者の参加人数

※ （ ）は年度間の参加者数を示す。

(3) 住民避難の動き及び避難方法等

<一般住民>

・ P A Z 内（川内原子力発電所から概ね5km圏内の地域）

地 区		人数	避難先	避難方法
薩摩川内市	滄浪	—	想定避難先	中型バス 1 台
	寄田	—	想定避難先	中型バス 1 台
	水引	—	想定避難先	中型バス 2 台
	峰山	—	想定避難先	中型バス 1 台
合計		—	—	—

・ U P Z 内（川内原子力発電所から概ね5～30km圏内の地域）

地 区		人数	避難先	避難方法
薩摩川内市	樋脇	—	想定避難先	中型バス 1 台
小計		—	—	—
阿久根市	折多	3※	想定避難先	公用車 1 台
小計		3※		
鹿児島市	郡山	—	郡山中央構造改善センター	大型バス 2 台
小計		—	—	—
出水市	野田	—	米ノ津中学校	中型バス 1 台 福祉タクシー 1 台 公用車 1 台
小計		—	—	—
日置市	東市来	3※	想定避難先	中型バス 1 台
	伊集院	5※	想定避難先	中型バス 1 台 九電支援車両 1 台
	日吉	3※	想定避難先	中型バス 1 台
小計		11※	—	—
姶良市	松生	3※	蒲生高齢者福祉センター	九電支援車両 1 台 消防車両 1 台
小計		3※	—	—

地 区		人数	避難先	避難方法
さつま町	泊野	—	薩摩農村環境改善センター	町マイクロバス 1 台
小計		—	—	—
長島町	田尻	—	—	—
小計		—	—	—
合計		17※		

(※) 代役による訓練

<要配慮者等>

・ P A Z 内（川内原子力発電所から概ね5km圏内の地域）

施 設		人数	避難先	避難方法
薩摩川内市	在宅要支援者	2※	想定一時集合場所	九電福祉車両 2 台
小計		2※		—

(※) 代役による訓練

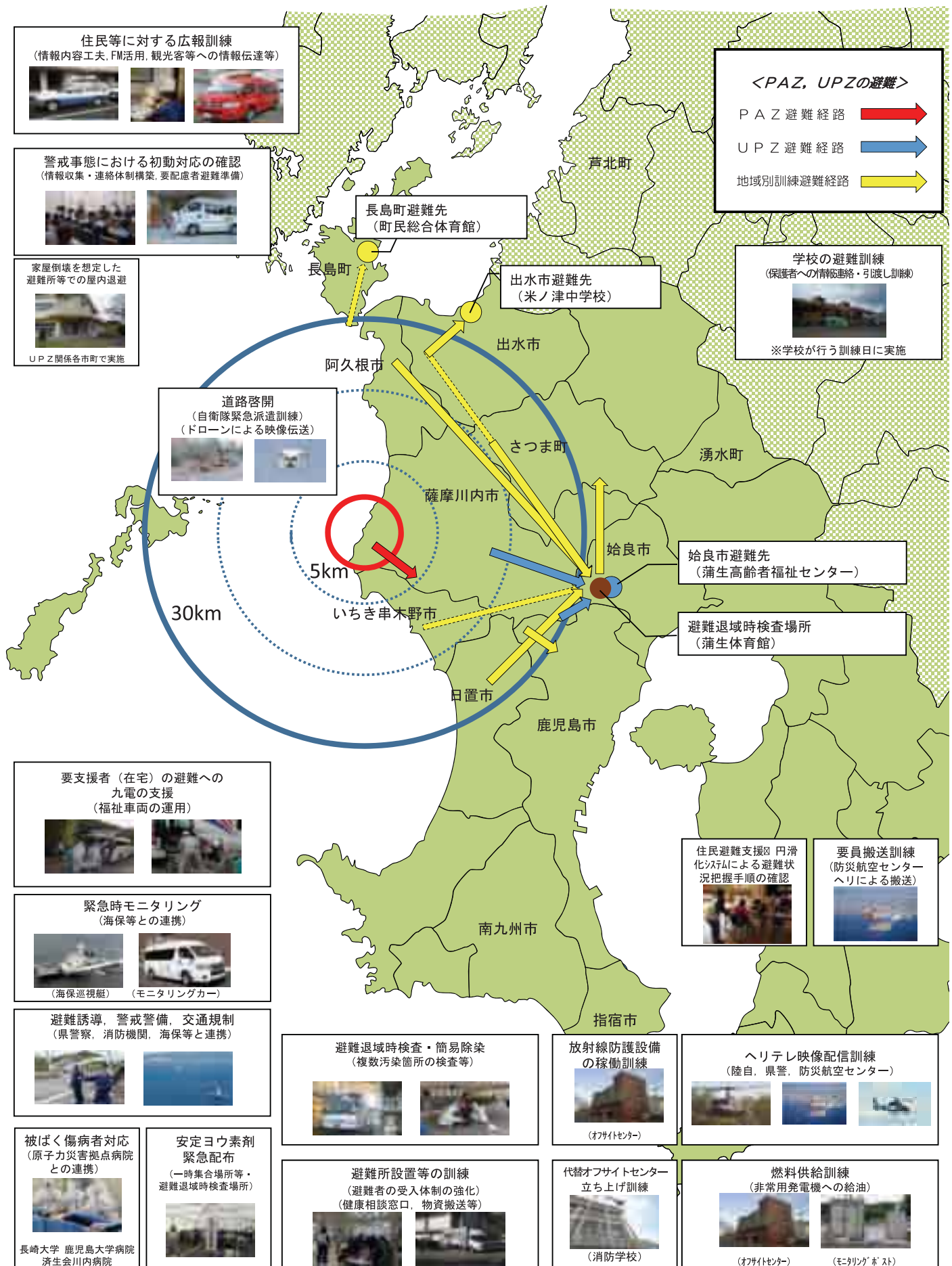
・ U P Z 内（川内原子力発電所から概ね5～30km圏内の地域）

施 設		人数	避難先	避難方法
鹿児島市	鹿児島自然学園	—	想定避難先	九電福祉車両 1 台
小計		—	—	—

1 時系列

	原子力発電所 (事故事例等)	住民避難 (実動訓練)	PAZ	UPZ	災害対策本部	岡部市町	OFC/現地対策本部
7:00	震度6強の地震により原子炉が自動停止 ・外部電源喪失、原子炉冷却材漏えいが発生 ・非常用ディーゼル発電機は1台起動 (1台故障)	施設敷地緊急事態要避難者	一般住民		岡部川内市		
7:05							
7:15	電動補助給水ポンプの故障停止により、蒸気発生器への給水がタービン駆動補助給水ポンプ1台のみ (AL24判断) 【第1報】蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24)						
7:30							
8:40	原子炉冷却材の漏えい量が増加し、非常用炉心冷却装置が動作充てん/高圧注入ポンプが全故障となり、非常用炉心冷却装置のうち一部の注水機能 (高圧系) が喪失 (低圧系の余熱除去ポンプ1台起動) (SE21判断) 【第2報】原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21) 非常用炉心冷却装置動作により原子炉冷却材の漏えい及び原子炉冷却系降壓の喪失に該当 (AL21判断、AL421判断) 【第3報】原子炉冷却材の漏えい (AL21) 樹一層壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42)						
9:00							
9:10	救急車要請 (放射線管理区域内にて負傷者発生) 【第4報】応急措置の概要 (原子炉施設)						
10:00	非常用ディーゼル発電機の故障停止により全ての交流動力電源が喪失 電源喪失により余熱除去ポンプが停止し、非常用炉心冷却装置による全ての注水機能が喪失 (GE21判断) 【第5報】原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE21) 非常用ディーゼル発電機の故障停止により全ての非常用高圧母線の電源が喪失 (AL25判断) 【第6報】非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ (AL25)						
10:05	重大事故等対策開始、特定重大事故等対応施設を構成する設備 (ポンプ) による代替格納容器スプレイ準備開始						
10:10							
10:15	特定重大事故等対応施設を構成する設備 (ポンプ) による代替格納容器スプレイ開始						
10:20	大容量空冷式発電機起動 【第7報】応急措置の概要 (原子炉施設)						
10:44	常設電動注入ポンプによる代替格納容器スプレイ開始						
10:50	特定重大事故等対応施設を構成する設備 (ポンプ) による代替格納容器スプレイ停止						
11:00	24時間スキャン (指定) (時間別実施検討)						
11:10	【通報①】炉心損傷の検出 (GE28) 2つの層壁の喪失又は喪失のおそれ (SE42) 【通報②】格納容器健全性喪失のおそれ (SE41) 【通報③】格納容器圧力の異常上昇 (GE41) ＜放射放射性物質放出＞ 【通報④】敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02・SE02) 【通報⑤】敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01) 【通報⑥】応急措置の概要 (原子炉施設) ・移動式大容量ポンプ車起動 →格納容器再循環システムによる格納容器内自然対流冷却開始 【通報⑦】応急措置の概要 (原子炉施設) ・格納容器圧力が最高使用圧以下に低下 (GE41解除) ・格納容器排気筒モニタ指示低下 (GE02・SE02解除) ＜放射放射性物質放出停止＞						
11:40							
16:00							
18:00	訓練終了						

2 住民、関係機関の動き



I - 5 令和3年度原子力防災訓練実施要領

1 目的

福島第一原子力発電所事故を教訓に見直された国の原子力災害対策指針等を踏まえ、県、薩摩川内市及び関係周辺市町で策定や修正を行った地域防災計画原子力災害対策編に基づき、住民の協力を得て、国、事業者等と連携して総合的な訓練を実施し、原子力防災対策に係る関係機関相互の連携強化や地域住民の防災意識の向上を図る。

また、訓練での教訓を踏まえて、避難計画の見直しを行うなど、原子力災害対策の充実・強化を図る。

2 主催

鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町

3 実施場所

県災害対策本部室、オフサイトセンター(県原子力防災センター)、代替オフサイトセンター(県消防学校)、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、九州電力(株)川内原子力発電所 等

4 日時

令和4年2月11日(金・祝) 7時00分～18時00分

5 訓練対象施設

九州電力(株)川内原子力発電所1号機、2号機

6 参加機関

内閣府、原子力規制委員会(原子力規制庁、川内原子力規制事務所)、国土交通省(九州地方整備局、九州地方整備局鹿児島国道事務所、九州地方整備局川内川河川事務所、九州運輸局鹿児島運輸支局)、九州管区警察局鹿児島県情報通信部、陸上自衛隊(第12普通科連隊、第8施設大隊)、海上自衛隊(佐世保地方総監部、第1航空群)、航空自衛隊(西部航空方面隊)、自衛隊鹿児島地方協力本部、海上保安庁(第十管区海上保安本部、串木野海上保安部)、気象庁(鹿児島地方気象台)、JR九州鹿児島支社、肥薩おれんじ鉄道株式会社、N T T西日本鹿児島支社、九州電力株式会社、株式会社T A N A K A、荒木商事株式会社、若松石油株式会社、済生会川内病院、長崎大学、鹿児島大学病院、株式会社千代田テクノル、川内市医師会立市民病院、ファミリーHP薩摩、川内なずな園、亀山苑、薩摩郡医師会病院、金子病院、曾於医師会病院、池田病院、慈恵学園、第1拓洋ホーム、鹿児島自然学園、潮風園、グループホーム野菊、ふれあいホーム花、愛の聖母園、ライフサポートセンターしょうぶ学園、仁風学園、やすらぎの里、鶴寿園、ろうけん大楠、善福寺こども園、(公社)鹿児島県診療放射線技師会、鹿児島県無線漁業協同組合、川内市漁業協同組合、北さつま漁業協同組合、(公社)鹿児島県バス協会、(一社)鹿児島県タクシー協会、(公社)鹿児島県トラック協会、セイカ・ユナイテッドグループ、(公財)鹿児島県文化振興財団、報道機関(日本放送協会鹿児島放送局、株式会社南日本放送、鹿児島テレビ放送株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島読売テレビ、南日本新聞社、西日本新聞社鹿児島支局、日本経済

新聞社鹿児島支局，読売新聞社鹿児島支局，毎日新聞社鹿児島支局，朝日新聞社鹿児島総局，南海日日新聞社鹿児島総局，共同通信社鹿児島支局，時事通信社鹿児島支局，株式会社エフエム鹿児島，FMさつまさんだい，鹿児島シティエフエム），大分県，熊本県，宮崎県，薩摩川内市消防局，いちき串木野市消防本部，阿久根地区消防組合，鹿児島市消防局，出水市消防本部，日置市消防本部，姶良市消防本部，さつま町消防本部，薩摩川内市消防団，いちき串木野市消防団，阿久根市消防団，鹿児島市消防団，出水市消防団，日置市消防団，さつま町消防団，長島町消防団，鹿児島県警察本部，薩摩川内警察署，いちき串木野警察署，阿久根警察署，鹿児島西警察署，出水警察署，日置警察署，姶良警察署，さつま警察署，鹿児島県教育委員会 薩摩川内市教育委員会，いちき串木野市教育委員会，阿久根市教育委員会，鹿児島市教育委員会，出水市教育委員会，日置市教育委員会，姶良市教育委員会，さつま町教育委員会，長島町教育委員会，薩摩川内市，いちき串木野市，阿久根市，鹿児島市，出水市，日置市，姶良市，さつま町，長島町，枕崎市，指宿市，垂水市，曾於市，霧島市，南さつま市，南九州市，伊佐市，湧水町，熊本県水俣市，熊本県芦北町，熊本県津奈木町，その他県内全市町村，鹿児島県

7 訓練想定

県内で新型コロナウイルス等の感染症が流行している状況下において，薩摩半島西方沖を震源とする最大震度7の地震が発生し，定格熱出力一定運転中の九州電力（株）川内原子力発電所1号機及び2号機の原子炉が自動停止するとともに，外部電源が喪失する。

2号機については，地震と同時に1次冷却材系統からの漏えいが発生する。その後，1次冷却材系統からの漏えい量が増加し，非常用炉心冷却装置が作動するものの，一部装置の故障により，施設敷地緊急事態となる。

続いて，非常用電源設備が故障し全交流動力電源が喪失することにより，非常用炉心冷却装置による全ての注水が不能となるため全面緊急事態となり，その後，炉心損傷に至る。

なお，1号機については，非常用電源設備から交流動力電源を供給し，原子炉の冷却が継続される。

事故の進展に応じ，県，薩摩川内市，関係周辺市町及び関係機関は国と連携して，地域防災計画に基づく諸対策を実施する。

8 訓練種目及び内容

番号	訓練種目名	訓練内容
1	災害対策本部等設置・ 運営訓練	県及び関係市町の災害対策本部の設置，会議の運営，各種対策の検討等，国・関係市町とのＴＶ会議の実施
2	現地災害対策本部設置・ 運営訓練	現地災害対策本部の設置，会議の運営，応急対策の実施等
3	オフサイトセンター参集・ 運営訓練	オフサイトセンターの立ち上げ・運営，現地事故対策連絡会議・原子力災害合同対策協議会への参画
4	要員搬送訓練	県現地災害対策本部要員の搬送
5	緊急時通信連絡訓練	異常事象等の通報，関係機関間の通信連絡，災害対策本部等への映像伝送
6	緊急時モニタリング訓練	緊急時モニタリングセンターの立ち上げ，緊急時モニタリングの実施，測定結果の収集及び評価等
7	避難退域時検査・ 原子力災害医療措置訓練	関係機関との連携による避難退域時検査の準備・実施，簡易除染，車両除染，安定ヨウ素剤の配布，服用指示，原子力災害拠点病院等との連携による被ばく傷病者対応等
8	住民等に対する広報訓練	広報車，警察車両，防災行政無線，緊急速報メール等による住民・一時滞在者等への情報伝達，外国語を用いた情報伝達等
9	避難・避難誘導，屋内退避訓練	関係機関との連携による住民等の避難，避難誘導，代替経路による避難，学校等における情報連絡・保護者への引渡し等 屋内退避，屋内退避の広報，家屋倒壊等を想定した避難所等での屋内退避，放射線防護施設の運営訓練
10	避難所等設置訓練	避難受入の初動対応，避難所の開設・運営，関係機関との連携による備蓄物資の搬送等
11	避難施設等調整システム活用 訓練	原子力防災・避難施設等調整システムを活用し，関係機関との連携による避難先等の調整
12	警戒警備・交通規制訓練	警察による交通誘導，緊急事態応急対策実施区域等における警戒警備，交通規制等
13	海上警戒警備・交通規制訓練	海上モニタリング支援，海上の警戒警備，船舶等に対する避難広報等
14	自衛隊緊急派遣訓練	要員派遣，道路啓開等
15	発電所における 事故拡大防止訓練	事故拡大防止訓練，発電所敷地周辺緊急時モニタリング等

9 訓練評価

訓練の評価を外部委託により実施する。

また、訓練参加者に対してアンケートを実施する。

10 訓練の中止

災害の発生又は災害の発生のおそれがあり、その対策を講じる必要があると判断されたときには、訓練を中止することがある。

1 災害対策本部等設置・運営訓練

1 目的

緊急時における国、県及び関係市町の防災業務関係者の応急活動体制及び指揮系統の確立を図るため、災害対策本部等の設置・運営訓練を実施する。

2 参加機関

鹿児島県警察本部、鹿児島県教育委員会、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、鹿児島県、その他関係機関（自衛隊、海上保安庁、鹿児島地方気象台、九州電力株式会社等）

3 訓練内容

(1) 鹿児島県

ア 原子力発電所所在市である薩摩川内市において、震度6弱以上の地震が発生した場合や、九州電力株式会社から警戒事態該当事象の発生連絡を受けたときに、防災活動の強力な推進を行うとともに、関係機関が情報の伝達及び県の取るべき措置等について協議するため、知事を本部長とする災害対策本部を設置・運営する（県災害対策本部室）。

イ オフサイトセンター、関係市町との間でテレビ会議システムを活用し、情報共有や連絡等を行う。また、原子力防災アプリを活用した情報通知等を行う。

(2) 薩摩川内市及び関係周辺市町

原子力発電所所在市である薩摩川内市において、震度6弱以上の地震が発生した場合や、九州電力株式会社から警戒事態該当事象の発生連絡を受けたときに、関係機関が情報の伝達及び市町の取るべき措置等について協議するため、市役所及び町役場に首長を本部長とする災害対策本部を設置・運営する。

2 現地災害対策本部設置・運営訓練

1 目的

被災現地等と災害対策本部との間の連絡調整，被災現地における応急対策を迅速に実施するため
現地災害対策本部の設置・運営訓練を実施する。

2 訓練場所

オフサイトセンター（薩摩川内市神田町1番3号）

3 参加機関

鹿児島県警察本部（関係警察署を含む），鹿児島県教育委員会，薩摩川内市，いちき串木野市，
阿久根市，鹿児島市，出水市，日置市，姶良市，さつま町，長島町，鹿児島県，その他関係機関（自
衛隊等）

4 訓練内容

- (1) 被災現地と災害対策本部との間の連絡調整，被災現地における応急対策を迅速に実施するため
副知事を本部長とする現地災害対策本部を設置・運営する。
- (2) 各機能チーム（総括・広報チーム，環境放射線チーム，医療チーム，住民安全チーム，警察チ
ーム，産業経済チーム，運営支援チーム）の運営を行う。

3 オフサイトセンター参集・運営訓練

1 目的

オフサイトセンターの参集要員に対し、緊急通信連絡訓練を実施するとともに、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会の運営に参画し、緊急事態応急対策の確立を図る。

2 参加機関

内閣府、原子力規制委員会（川内原子力規制事務所）、気象庁（鹿児島地方気象台）、九州電力株式会社、株式会社TANAKA、関係消防本部、鹿児島県警察本部（関係警察署を含む）、鹿児島県教育委員会、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、鹿児島県、その他関係機関（自衛隊、海上保安庁等）

3 訓練内容

(1) オフサイトセンター立ち上げ訓練

警戒事態の発生に伴い、原子力防災専門官（川内原子力規制事務所）は原子力緊急事態等現地対応マニュアル（川内版）に基づき、立ち上げ要員に向けたメールの発信、受信確認を行う。

また、参集した立ち上げ要員と連携して、テレビ会議システム等の設備の起動等、オフサイトセンターの立ち上げ手順の確認を行う。

(2) オフサイトセンター参集訓練

オフサイトセンターに国、県、関係市町及びその他関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し体制を構築する。

(3) 原子力災害合同対策協議会運営訓練

ア 全体会議への参画

国、自治体、事業者等が相互に情報共有するため、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会の全体会議に参画する。

イ オフサイトセンター、県災害対策本部、関係市町との間でテレビ会議システムを通じて情報共有や連絡等を行う。

ウ 各機能班への参画

原子力災害合同対策協議会の運営をサポートするため国、自治体、事業者等から構成された各機能班（総括班、広報班、放射線班、医療班、住民安全班、実動対処班、運営支援班、プラントチーム）に参画する。

エ 防護措置の実施資料の作成

国及び県は、相互に協力して、緊急事態区分の進展に応じた防護措置の実施資料を作成する。

(4) 代替オフサイトセンター（消防学校）立ち上げ訓練

ア オフサイトセンター運営支援班と消防学校の間で、受入準備に関する連絡を行う。

イ 消防学校が、テレビ会議システム等の設備の起動等、オフサイトセンター移転に伴う受入準備を行う。

(5) 非常用発電機への燃料供給訓練

商用電源が長期間供給されないことを想定し、非常用発電機に燃料を供給する。

(6) 放射性防護設備の稼働訓練

オフサイトセンターの放射線防護設備を稼働し、同施設の気密確認、陽圧状況確認等を実施する。

4 要員搬送訓練

1 目的

県現地災害対策本部長（副知事）等要員を県消防・防災ヘリコプターを使用して現地に迅速に搬送を実施する。

2 参加機関

陸上自衛隊，鹿児島県

3 訓練内容

県要員派遣

副知事をはじめとする県現地災害対策本部の要員を，県庁から公用車でマリンポートかごしまへ搬送し，マリンポートかごしまヘリポートから県消防・防災ヘリコプターで，陸上自衛隊第8施設大隊（川内駐屯地）へ搬送した後，公用車でオフサイトセンターへ搬送する。

5 緊急時通信連絡訓練

1 目的

緊急時の関係機関相互の通信連絡体制の確立と防災業務関係者の習熟を図る。

2 参加機関

内閣府，原子力規制委員会（原子力規制庁，川内原子力規制事務所），国土交通省（九州地方整備局，九州地方整備局鹿児島国道事務所，九州地方整備局川内川河川事務所，九州運輸局鹿児島運輸支局），九州管区警察局鹿児島県情報通信部，陸上自衛隊（第12普通科連隊），海上自衛隊（佐世保地方総監部，第1航空群），航空自衛隊（西部航空方面隊），自衛隊鹿児島地方協力本部，海上保安庁（第十管区海上保安本部，串木野海上保安部），鹿児島地方気象台，J R九州鹿児島支社，肥薩おれんじ鉄道株式会社，N T T西日本鹿児島支社，九州電力株式会社，済生会川内病院，長崎大学，鹿児島大学病院，鹿児島県無線漁業協同組合，川内市漁業協同組合，（公社）鹿児島県バス協会，（一社）鹿児島県タクシー協会，（公社）鹿児島県トラック協会，セイカ・ユナイテッドグループ，（公財）鹿児島県文化振興財団，報道機関，大分県，熊本県，宮崎県，薩摩川内市消防局，いちき串木野市消防本部，阿久根地区消防組合，鹿児島市消防局，出水市消防本部，日置市消防本部，始良市消防本部，さつま町消防本部，薩摩川内市消防団，いちき串木野市消防団，阿久根市消防団，鹿児島市消防団，出水市消防団，日置市消防団，さつま町消防団，長島町消防団，鹿児島県警察本部（関係警察署を含む），鹿児島県教育委員会，薩摩川内市教育委員会，いちき串木野市教育委員会，阿久根市教育委員会，鹿児島市教育委員会，出水市教育委員会，日置市教育委員会，始良市教育委員会，さつま町教育委員会，長島町教育委員会，薩摩川内市，いちき串木野市，阿久根市，鹿児島市，出水市，日置市，始良市，さつま町，長島町，枕崎市，指宿市，垂水市，曾於市，霧島市，南さつま市，南九州市，伊佐市，湧水町，熊本県水俣市，熊本県芦北町，熊本県津奈木町，その他県内全市町村，鹿児島県

3 訓練内容

川内原子力発電所の事故に対し，防災関係機関が連携を図り，迅速かつ的確な応急対策を実施するために，関係機関相互の通信連絡訓練を行う。

通報には，専用回線，災害優先回線，一般回線，防災行政無線，電子メール，F A X等を使用する。

九州電力（株）川内原子力発電所は，プラントの事象進展，被害状況等を把握し，警戒事態該当事象，原災法第10条事象，原災法第15条事象等の通報連絡文の作成を実施するとともに，社内外関係機関へのF A X等による一斉送信，着信確認等を行う。

関係機関の防護対策活動及び住民の避難状況等を県警察，県消防・防災ヘリコプターによるヘリコプター映像伝送システム及び九州管区警察局鹿児島県情報通信部のモバイル伝送並びに薩摩川内市消防局のドローン等を活用し，県災害対策本部及びオフサイトセンター等へ映像を伝送する。

6 緊急時モニタリング訓練

1 目的

川内原子力発電所の緊急時における「緊急時モニタリング」について、関係職員の配備、緊急時モニタリング実施計画の策定、関係機関との情報連絡及び測定技術等の習熟を図るため訓練を実施する。

訓練では、モニタリングステーション、モニタリングポストでの空間放射線量率等の連続測定に加えて、可搬型モニタリングポスト等による空間放射線量率の測定、大気モニタ等による環境試料採取及び放射能測定を実施する。

2 訓練内容

- (1) 空間放射線量の監視強化
- (2) 緊急時モニタリング実施計画の策定（モニタリング範囲、地点等の決定）
- (3) 大気中の放射性物質濃度の測定
- (4) 環境試料の採取
- (5) モニタリング結果の確認、報告
- (6) モニタリング要員の被ばく管理・汚染検査
- (7) O I Lに基づく防護措置判断の材料（モニタリング結果）の提供等に係る手順の確認
緊急時モニタリングセンターを拠点としたモニタリングの統括、現地放射線班等関係機関との連携、緊急時モニタリング結果の情報共有等を行う。
- (8) モニタリングポストへの燃料供給訓練
商用電源が長期間供給されないことを想定し、モニタリングポストの非常用発電機に燃料を供給する。

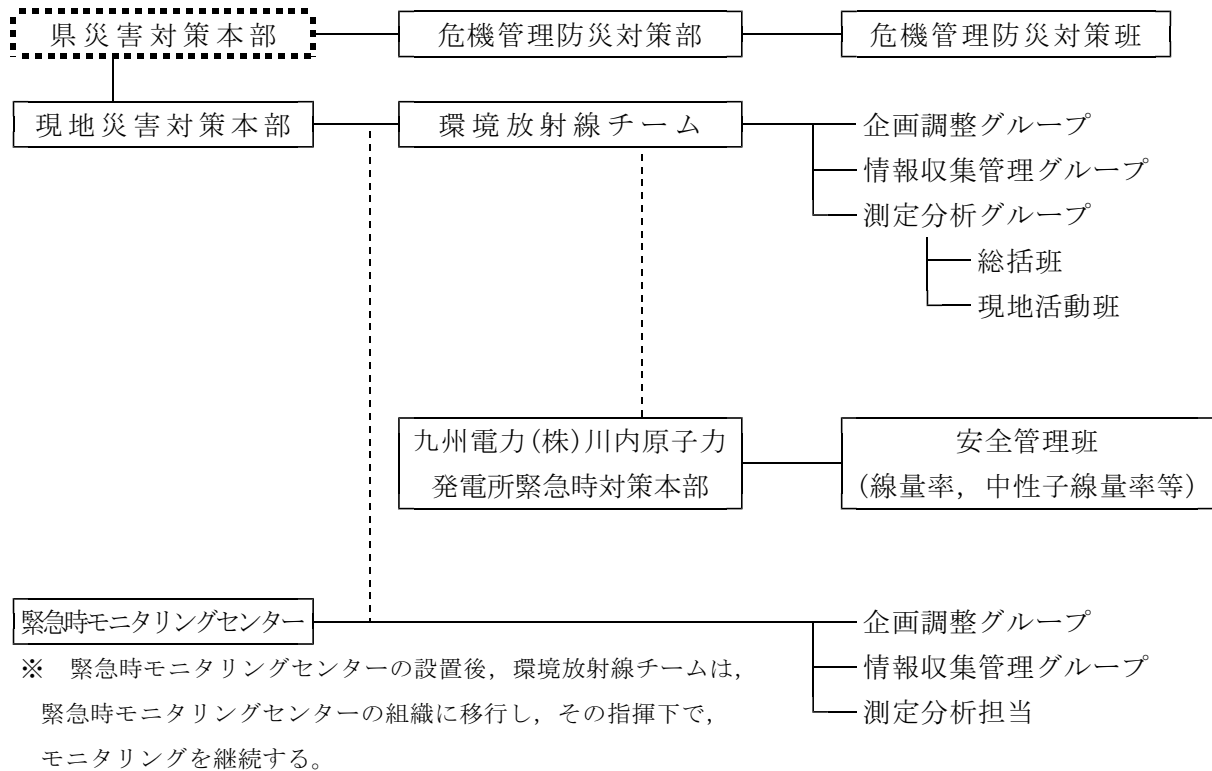
3 測定項目

- (1) テレメータによる監視強化
 - ア モニタリングステーション、モニタリングポストによる線量率、風向、風速等の連続測定
 - イ 大気モニタによる大気中の放射性物質濃度の測定
- (2) 測定分析担当によるサーベイ
 - ア 空間放射線量率の測定
 - ・ モニタリングカーによる線量率測定
 - ・ モニタリングポイントでの線量率測定（発電所近傍）
 - ・ モニタリングポイントでの中性子線量率測定（発電所近傍）
 - ・ 可搬型モニタリングポストによる線量率測定（2地点）

イ 環境中の放射能の測定

- ・ 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定（ヨウ素サンプラで捕集後，回収測定（5地点））
- ・ 環境試料の採取後，試料中の放射能測定（1地点）
- ・ 海上保安庁巡視艇による環境試料採取（海上モニタリング）

4 訓練実施体制



5 訓練組織等

(1) 実施機関

川内原子力規制事務所，海上保安庁，九州電力株式会社，荒木商事株式会社，若松石油株式会社，薩摩川内市，いちき串木野市，鹿児島県

(2) 車両・船舶等

- ・ 車両（環境放射線監視センター5台）
- ・ 船舶（海上保安庁巡視艇）

(3) 測定機器等

- ・ モニタリングステーション，モニタリングポスト
- ・ モニタリングカー
- ・ 大気モニタ・ヨウ素サンプラ
- ・ 可搬型モニタリングポスト
- ・ サーベイメータ〔空間放射線量率測定用〕
- ・ サーベイメータ〔中性子測定用〕
- ・ サーベイメータ〔表面汚染検査用〕
- ・ ハンドフットクロズモニタ

7 避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練

1 目的

川内原子力発電所の緊急時における避難退域時検査及び医療措置等について、関係団体及び職員の迅速かつ的確な医療活動の習熟を図るための訓練を実施する。

2 参加機関

薩摩川内市消防局，九州電力株式会社，長崎大学，鹿児島大学病院，済生会川内病院，（公社）鹿児島県診療放射線技師会，株式会社千代田テクノル，薩摩川内市，いちき串木野市，阿久根市，出水市，日置市，姶良市，さつま町，鹿児島県，鹿児島県警察本部（関係警察署を含む）

3 訓練内容等

(1) 避難退域時検査

ア 訓練内容

30km圏付近に避難退域時検査場所を開設し，O I Lに基づく防護措置として，一時移転される車いす利用者を含む住民等の汚染状況を確認する。

また，新型コロナウイルス感染症対策を実施するとともに，原子力防災アプリを活用した受付を実施する。

(ア) 避難退域時検査場所

蒲生体育館

(イ) 避難退域時検査実施訓練

a 検査責任者及び補佐

現地災害対策本部等と各チームとの連絡調整及び情報収集を行う。

b 車両指定箇所検査チーム

避難退域時検査場所において，避難住民が乗車する車両（バス，福祉タクシー，福祉車両，一般車両）に対し，GMサーベイメータ等を用いて放射性物質の汚染検査を行う。

c 車両確認検査及び簡易除染チーム

表面汚染検査用の放射線測定器による車両の確認検査及び簡易除染後の簡易除染の効果の確認を行う。また，車両の簡易除染を実施する。

d 住民指定箇所検査・確認検査チーム

- ・ 避難退域時検査場所において，乗車していた住民の代表者に対し，GMサーベイメータ等を用いて放射性物質の汚染検査を行う。
- ・ 代表者が被ばく（汚染）のおそれがある場合は，乗車していた住民全員に対し，GMサーベイメータ等を用いて放射性物質の汚染検査を行う。また，簡易除染の効果について，確認検査を行う。

e 住民簡易除染チーム

- ・ 被ばく（汚染）のおそれがある住民に対して，拭き取り等の簡易除染を行う。
- ・ 簡易除染で基準値以下とならなかった場合，養生等の拡散防止処置を行う。

f 警察

- ・ 避難退域時検査場所において，警戒警備を実施する。

イ 参加機関，使用機材

(ア) 検査責任者及び補佐（鹿児島県）

使用機材・・・連絡用トランシーバー（ＩＰ無線機），シンチレーションサーベイメータ，
ポケット線量計，防護帽子，マスク，防護手袋等

(イ) 車両指定箇所検査チーム（鹿児島県等）

使用機材・・・発電機，GMサーベイメータ，ポケット線量計，
防護帽子，マスク，防護手袋等

(ウ) 住民指定箇所検査・確認検査チーム（鹿児島県等）

使用機材・・・GMサーベイメータ，シンチレーションサーベイメータ，ポケット線量計，
防護帽子，マスク，防護手袋等

(エ) 住民簡易除染チーム（鹿児島県等）

使用機材・・・ポケット線量計，防護帽子，マスク，ウェットティッシュ，
中性洗剤，ビニール袋等

(オ) 警察

使用機材・・・警察車両，ポケット線量計等

(2) 安定ヨウ素剤配布訓練

ア 訓練内容

避難退域時検査場所等において，安定ヨウ素剤の配布等を行う。（※安定ヨウ素剤は確認用紙で代用）

また，新型コロナウイルス感染症対策を実施するとともに，原子力防災アプリを活用した安定ヨウ素剤の配布処理を行う。

(ア) 鹿児島県

- ・ 県関係の防災対策要員に対し，必要量の安定ヨウ素剤を配布する。
- ・ 避難退域時検査場所等へ安定ヨウ素剤（丸剤及びゼリー剤）を搬送する。
- ・ ＵＰＺ内の住民に対し，避難退域時検査場所等において安定ヨウ素剤の服用の目的，効果，服用対象者，服用方法，副作用等について説明を行い安定ヨウ素剤を配布する。

(イ) 薩摩川内市

- ・ ＰＡＺ内の住民に対し，避難時に事前配布した安定ヨウ素剤の携行及び服用指示の伝達を行い，また，安定ヨウ素剤の事前配布を受けていない住民に対し，各地区集合場所等で安定ヨウ素剤の緊急配布と服用の指示を行い，広報を行う。

(ウ) 薩摩川内市，いちき串木野市，阿久根市，出水市，日置市，始良市，さつま町

- ・ 市町関係の防災対策要員に対し，必要量の安定ヨウ素剤を配布する。
- ・ 配布に必要な安定ヨウ素剤（丸剤及びゼリー剤）を搬送する。
- ・ ＵＰＺ内の住民に対し，避難退域時検査場所等において安定ヨウ素剤を配布する。

イ 参加機関

鹿児島県，薩摩川内市，いちき串木野市，阿久根市，出水市，日置市，始良市，さつま町

(3) 被ばく傷病者対応訓練

ア 訓練内容

被ばく傷病者の発生を想定し、関係機関相互の通信連絡体制を確認する。

イ 参加機関

長崎大学，鹿児島大学病院，済生会川内病院，鹿児島県，薩摩川内市消防局，株式会社千代田テクノル

8 住民等に対する広報訓練

1 目的

川内原子力発電所に関する各種情報や指示等について、関係機関が緊密に連携し、地域住民等に対し、正確な情報を迅速に提供することを目的として実施する。

2 参加機関

内閣府、国土交通省（九州地方整備局鹿児島国道事務所、九州地方整備局川内川河川事務所、九州運輸局鹿児島運輸支局）、海上保安庁（第十管区海上保安本部、串木野海上保安部）、ＪＲ九州鹿児島支社、肥薩おれんじ鉄道株式会社、ＮＴＴ西日本鹿児島支社、鹿児島県無線漁業協同組合、川内市漁業協同組合、北さつま漁協、ＦＭさつまさんだい、鹿児島シティエフエム、報道機関、薩摩川内市消防局、いちき串木野市消防本部、阿久根地区消防組合、鹿児島市消防局、出水市消防本部、日置市消防本部、姶良市消防本部、さつま町消防本部、薩摩川内市消防団、いちき串木野市消防団、阿久根市消防団、鹿児島市消防団、出水市消防団、日置市消防団、さつま町消防団、長島町消防団、鹿児島県警察本部（関係警察署を含む）、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、鹿児島県、その他関係機関（大型商業施設、観光施設等）

3 訓練内容

(1) 報道発表

県災害対策本部会議等各種会議において決定した事項、原子力緊急事態宣言の発出等について、報道機関に対し報道発表を行う。

また、原子力災害合同対策協議会等での決定事項等については、内閣府広報官がオフサイトセンタープレスルーム（北薩地域振興局）にて、報道発表を行う。

(2) 地域住民等への広報

市町広報車、消防車両、警察車両、海上保安庁巡視船、防災行政無線、コミュニティＦＭ、大型商業施設、観光施設等での館内放送、緊急速報メール、原子力防災アプリ等により、発電所の事故の状況や災害対策本部で決定された事項等について、地域住民（訓練海域内の船舶、漁船等を含む）、関係市町に一時滞在している観光客等に広報する。

(3) 緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の事業所への情報伝達訓練

川内原子力発電所の状況及び各種情報を、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域の事業所へ提供する。

(4) ＪＲ九州、肥薩おれんじ鉄道等への情報伝達訓練

川内原子力発電所の状況及び各種情報を、ＪＲ九州鹿児島支社、肥薩おれんじ鉄道等へ提供する。

(5) 避難所等への情報提供訓練

避難所、住民避難用バス等に原子力発電所の状況や住民避難に関する情報を提供する。

(6) 災害用伝言ダイヤルの周知・広報

N T T西日本により，災害用伝言ダイヤル「１７１」を鹿児島県内で利用できるよう開放する。

また，避難所において災害用伝言ダイヤル「１７１」の周知，広報を行う。

(7) 県及び関係市町ホームページの開設・情報提供

県災害対策本部会議等各種会議において決定した事項，原子力緊急事態宣言の発出等について，県及び関係市町のホームページへ掲載する。

また，県ツイッター等，ＳＮＳを活用した情報伝達を実施する。

(8) 外国語による広報

ア 英語による緊急速報メールの配信を行う。

イ 観光施設等において，外国語を用いた広報（館内放送，広報車，案内板等）を実施する。

ウ 県ホームページ，ＳＮＳ等において外国語を用いた情報伝達を実施する。

9 避難・避難誘導，屋内退避訓練

1 目的

川内原子力発電所の緊急時における住民の避難，屋内退避を円滑に実施するため，関係機関が緊密に連携して住民広報，避難誘導等の訓練を実施する。

2 参加機関

陸上自衛隊，海上保安庁（第十管区海上保安本部，串木野海上保安部），九州電力株式会社，鹿児島自然学園，串木野中学校，串木野西中学校，串木野小学校，旭小学校，旭幼稚園，荒川小学校，宮之城中学校，江内中学校，江内小学校，出水高等学校，野田女子高等学校，川内商工高等学校，高江こども園，あさひ保育園，善福寺こども園，水引こども園，川内市医師会立市民病院，済生会川内病院，ファミリーHP薩摩，川内なずな園，亀山苑，（公社）鹿児島県バス協会，（一社）鹿児島県タクシー協会，薩摩川内市消防局，いちき串木野市消防本部，阿久根地区消防組合，鹿児島市消防局，出水市消防本部，日置市消防本部，姶良市消防本部，さつま町消防本部，薩摩川内市消防団，いちき串木野市消防団，阿久根市消防団，鹿児島市消防団，出水市消防団，日置市消防団，さつま町消防団，長島町消防団，鹿児島県警察本部（関係警察署含む），薩摩川内市，いちき串木野市，阿久根市，鹿児島市，出水市，日置市，姶良市，さつま町，長島町，鹿児島県，その他関係機関

3 訓練内容

（1）避難，避難誘導訓練

川内原子力発電所を中心としておおむね5km圏内のPAZ，及びおおむね5km～30km圏のUPZのうち，一部の住民を対象として，避難を要する地区とし，避難，避難誘導訓練を実施する。

また，新型コロナウイルス感染症対策を実施する。

ア 実施場所

（ア）PAZ

a 要配慮者（在宅等）

地区	一時集合場所	人数	避難方法
① 滄浪地区（自宅）	想定一時集合場所	1	九電福祉車両1台
② 寄田地区（自宅）	想定一時集合場所	1	九電福祉車両1台
計		2	

※ 代役による訓練

・ 避難経路

- ① 自宅 → 想定一時集合場所
- ② 自宅 → 想定一時集合場所

・ 搬送車両等

九電福祉車両・・・2台

b 一般住民

地区	集合場所	避難先	人数	避難方法
① 滄浪地区	滄浪地区コミュニティセンター	想定避難先	—	中型バス 1 台
② 寄田地区	寄田地区コミュニティセンター	想定避難先	—	中型バス 1 台
③ 水引地区	水引小学校, 港総合体育館	想定避難先	—	中型バス 2 台
④ 峰山地区	旧高江中学校	想定避難先	—	中型バス 1 台
計			—	

※ 要員による訓練

・ 避難経路

- ① 滄浪地区コミュニティセンター → 県道43号 → 南九州道（高江IC～都IC）
→ 国道3号 → 県道43号 → 滄浪地区コミュニティセンター
- ② 寄田地区コミュニティセンター → 県道43号 → 国道3号
→ 南九州道（串木野IC～都IC） → 県道43号
→ 寄田地区コミュニティセンター
- ③ 水引小学校 → 国道3号 → 南九州道（水引IC～都IC） → 国道3号
→ 水引小学校
- ③ 港総合体育館 → 県道338号 → 国道3号 → 南九州道（水引IC～都IC）
→ 国道3号 → 県道338号 → 港総合体育館
- ④ 旧高江中学校 → 県道43号 → 南九州道（高江IC～都IC） → 国道3号
→ 県道43号 → 旧高江中学校

・ 避難車両等

中型バス . . . 5 台

(イ) U P Z

a 要配慮者（社会福祉施設）

医療機関名	避難先	人数	避難方法
鹿児島自然学園（鹿児島市）	想定避難先	—	九電支援車両 1 台

※ 避難施設等調整システムによる避難先決定後の避難訓練

※ 要員による訓練

・ 搬送車両等

九電支援車両 . . . 1 台

b 一般住民（在宅要配慮者を含む）

《本シナリオ訓練》

川内原子力発電所，災害対策本部会議，オフサイトセンターと連動した事態の進展による訓練

(a) 薩摩川内市

地区	集合場所	避難先	人数	避難方法
樋脇地区	樋脇小学校	想定避難先	—	中型バス 1 台
計			—	

※ 原子力防災アプリを活用した一時集合場所での集合確認，避難所での入所確認を行う。

※ 要員による訓練

- 避難経路
樋脇小学校 → 県道335号 → 県道42号 → 蒲生体育館 → 県道42号
→ 県道335号 → 樋脇小学校
- 搬送車両等
中型バス . . . 1 台

(b) 始良市

地域	集合場所	避難先	人数	避難方法
松生地区	防災行政無線子局周辺	蒲生高齢者福祉センター	3	九電支援車両 1 台 消防車両 1 台
計			3	

※ 代役による訓練

- 避難経路
防災行政無線子局周辺 → 林道松生良久線 → 県道211号小山田・川田・蒲生線
→ 市道中福良線 → 市道中水流線 → 蒲生体育館 → 市道新橋・白尾線
→ 市道畠田線 → 蒲生高齢者福祉センター
- 搬送車両等
九電支援車両 . . . 1 台
消防車両 . . . 1 台

《地域別訓練》

本シナリオ訓練とは、時間軸が一部異なる訓練

(c) 阿久根市

地区	集合場所	避難先	人数	避難方法
折多地区	折多地区集会施設	想定避難先	3	公用車 1 台

※ 原子力防災アプリを活用した避難所での入所確認を行う。

※ 代役による訓練

(d) 鹿児島市

地区	集合場所	避難先	人数	避難方法
郡山地区	茄子田公民館ほか	郡山中央構造改善センター	—	大型バス 2 台

※ 要員による訓練

(e) 出水市

地区	集合場所	避難先	人数	避難方法
野田地区	野田保健センター	米ノ津中学校	—	中型バス 1 台 福祉タクシー 1 台 公用車 1 台

※ 要員による訓練

(f) 日置市

地域	集合場所	避難先	人数	避難方法
東市来地区	東市来保健センター	想定避難先	3	中型バス 1 台
伊集院地区	日置市中央公民館	想定避難先	5	中型バス 1 台 九電支援車両 1 台
日吉地区	日吉中央公民館	想定避難先	3	中型バス 1 台

※ 代役による訓練

(g) さつま町

地区	集合場所	避難先	人数	避難方法
泊野地区	旧泊野小学校	薩摩農村環境改善センター	—	町マイクロバス 1 台

※ 要員による訓練

(h) 長島町

地区	集合場所	避難先	人数	避難方法
田尻地区	二本松グラウンド	—	—	

※ 要員による訓練

(ウ) 学校

学校名	訓練日	訓練内容
串木野中学校, 串木野西中学校, 串木野小学校, 旭小学校, 旭幼稚園, 荒川小学校 (いちき串木野市)	5月8日(土)	原子力防災に関する講義 保護者への引渡し訓練
宮之城中学校 (さつま町)	5月8日(土)	原子力防災に関する講義 保護者への引渡し訓練
江内中学校, 江内小学校 (出水市)	10月9日(土)	原子力防災に関する講義 保護者への引渡し訓練
出水高等学校 (出水市)	10月21日(木)	原子力防災に関する講義
野田女子高等学校 (出水市)	11月19日(金)	原子力防災に関する講義
川内商工高等学校 (薩摩川内市)	12月3日(金)	原子力防災に関する講義
高江こども園, あさひ保育園 (薩摩川内市)	2月5日(土)	保護者への情報連絡訓練 保護者への引渡し訓練
善福寺こども園 (薩摩川内市)	2月11日(金)	保護者への情報連絡訓練
水引こども園 (薩摩川内市)	2月12日(土)	保護者への引渡し訓練

イ 地域住民等への連絡

- ・ 防災行政無線，コミュニティFM，緊急速報メール，原子力防災アプリ等による広報
- ・ 広報車，消防車両，警察車両等による広報
- ・ 大型商業施設，観光施設等における広報
- ・ 避難対象地区への要員派遣
- ・ 自主防災組織，県警察及び陸上自衛隊と連携した避難誘導
- ・ 発電所周辺を航海中又は停泊中の船舶及び海岸残留者等に対して，海上保安庁巡視船による警戒海域の広報

ウ 参集

- ・ 避難対象地区住民（自家用車（レンタカー）避難者は除く）は，避難集合場所に集結し，要員が住民の点呼を行う。

エ 避難所への搬送

- ・ 陸上自衛隊，薩摩川内市消防局及び警察による避難残留者の確認
- ・ 自衛隊，警察等による避難経路の道路損壊状況の調査
- ・ 避難経路の要所での警察官による交通誘導
- ・ 警察車両による避難誘導

オ 避難後の状況確認

- ・ 防護対策実施区域内の状況確認

(2) 屋内退避訓練

ア 事故の段階的進展に伴い，川内原子力発電所を中心としておおむね半径5～30km圏内の住民を対象として屋内退避（避難準備）訓練を実施する。

イ 地震による家屋崩壊などにより，家屋での屋内退避が困難となった場合を想定し，近隣の避難所で屋内退避を実施する。

市町	地区等	実施場所	人数
薩摩川内市	樋脇地区	樋脇公民館	—
いちき串木野市	羽島地区	羽島交流センター	—
		土川交流センター	—
鹿児島市	郡山地区	八重棚田館	—
		常盤コミュニティセンター	—
出水市	野田地区	野田保健センター	—
姶良市	松生地区	各自宅	2
合計			2

ウ 放射線防護対策を施した施設への屋内退避訓練を行うとともに、可動式防護壁の稼働訓練などを実施する。

(ア) 薩摩川内市

ファミリーHP 薩摩，星原集会所，旧滄浪小学校体育館，旧寄田小学校体育館，峰山地区コミュニティセンター，平島集会所，水引地区コミュニティセンター，済生会川内病院，川内市医師会立市民病院，川内なずな園，亀山苑，薩摩川内市総合防災センター

(イ) いちき串木野市

羽島交流センター，土川交流センター

エ 放射線防護対策を施した病院，社会福祉施設へ情報伝達を行う。

ファミリーHP 薩摩，済生会川内病院，川内市医師会立市民病院，川内なずな園，亀山苑

オ 地域住民等への連絡

- ・ 防災行政無線，コミュニティFM，緊急速報メール等による広報
- ・ 広報車，消防車両，警察車両等による広報

10 避難所等設置訓練

1 目的

川内原子力発電所の緊急時における住民の避難，屋内退避を円滑に実施するため，関係機関が緊密に連携して避難所等の設置・運営等の訓練を実施する。

2 参加機関

（公社）鹿児島県トラック協会，セイカ・ユナイテッドグループ，（公財）鹿児島県文化振興財団，鹿児島県教育委員会（総合体育センター武道館，開陽高等学校），薩摩川内市，いちき串木野市，阿久根市，鹿児島市，出水市，日置市，姶良市，さつま町，長島町，指宿市，南九州市，湧水町，熊本県，熊本県芦北町，鹿児島県

3 訓練内容

（1）避難所設置訓練

ア U P Z（一部の避難所において，原子力防災アプリによる住民登録を実施）

蒲生高齢者福祉センター（姶良市），米ノ津中学校（出水市），町民総合体育館（長島町）

（2）避難所運営訓練

ア 情報連絡

- ・ 避難者受入に係る県及び関係市町等との情報連絡を行う。

イ 運営

- ・ 避難先市町，避難元市町，県が連携して避難住民に対する住民登録及び案内誘導を行う。
- ・ 要配慮者や視覚・聴覚障害者を想定した受入対応を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を実施する。

ウ 健康相談

- ・ 健康相談窓口において，避難住民に対する健康相談を行う。

エ 備蓄物資の避難所への搬送

- ・ （公社）鹿児島県トラック協会と連携し，避難所へ備蓄物資を搬送する。

オ 備蓄物資の展示

- ・ 備蓄物資（防災用品等）の展示等を行う。

11 避難施設等調整システム活用訓練

1 目的

本県が整備した「原子力防災・避難施設等調整システム」を活用し、川内原子力発電所の緊急時において、空間放射線量率の状況等に応じた、迅速な避難先の調整を実施する。

2 参加機関

鹿児島県，薩摩川内市，長島町

医療機関

避難元：薩摩郡医師会病院，金子病院

避難先：曾於医師会病院，池田病院

社会福祉施設

避難元：慈恵学園，第1拓洋ホーム，鹿児島自然学園，潮風園，グループホーム野菊，ふれあいホーム花

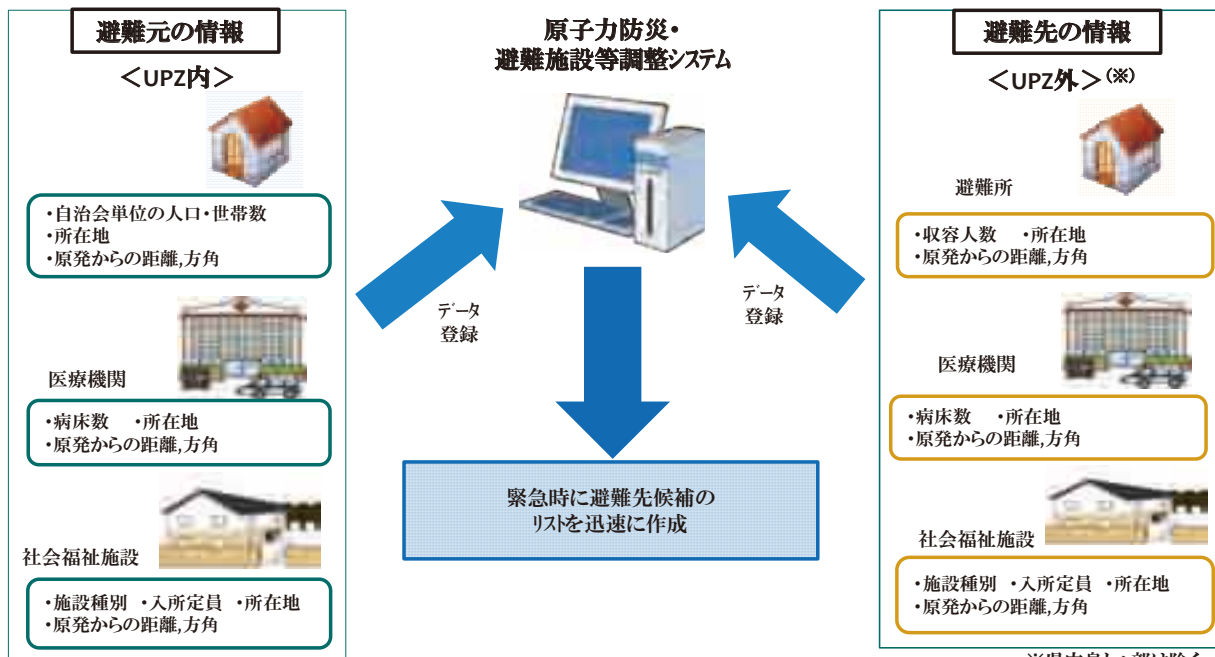
避難先：愛の聖母園，ライフサポートセンターしょうぶ学園，仁風学園，やすらぎの里，鶴寿園，ろうけん大楠

3 訓練内容

(1) 原子力防災・避難施設等調整システムを活用し、川内原子力発電所の緊急時における空間放射線量率の状況等に応じて、関係市町避難計画で設定している避難先が使用できなくなった場合の代替の避難先の調整を行う。

(2) 原子力防災・避難施設等調整システムを活用し、医療機関，社会福祉施設の受入先の調整を行う。

4 原子力防災・避難施設等調整システムの概要



※県内島しょ部は除く

12 警戒警備・交通規制訓練

1 目的

関係機関の実施する防護対策活動が円滑に行われるよう緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域において警戒警備活動や交通規制等の要員配置訓練を実施する。

2 訓練場所

緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域

3 参加機関

鹿児島県警察本部（関係警察署を含む）、薩摩川内市消防局、姶良市消防本部、薩摩川内市消防団

4 訓練内容

(1) 警戒警備活動

緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域において、警戒警備活動を実施する。

(2) 交通誘導

避難経路の要所で交通誘導を実施する。

(3) 交通規制

緊急事態応急対策実施区域及びその周辺地域において、交通規制を行う。

13 海上警戒警備・交通規制訓練

1 目的

川内原子力発電所の異常事象の発生に備え、海上保安庁等が関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な海上防災活動を実施する。

2 参加機関

海上保安庁，鹿児島県無線漁業協同組合，川内市漁業協同組合，北さつま漁業協同組合，薩摩川内市，鹿児島県

3 訓練内容

(1) 海上モニタリング支援

海上保安庁巡視艇にモニタリング要員を乗船させ、海上におけるモニタリングの支援を実施する。

(2) 船舶，漁船等に対する避難広報及び周辺海域の警戒警備

ア 県災害対策本部からの要請を受け、第十管区海上保安本部等は、巡視船により、発電所周辺を航行中又は停泊中の船舶及び海岸残留者等に対し、警戒海域の広報をするとともに、周辺海域の警戒警備を実施する。

イ 巡視船等により海上における交通規制及び侵入制限の措置を実施する。

14 自衛隊緊急派遣訓練

1 目的

関係省庁や関係自治体と緊密に連携を図り，自衛隊による現地での迅速かつ的確な救援活動を実施する。

2 参加機関

陸上自衛隊

3 訓練内容

(1) 要員派遣

県災害対策本部，オフサイトセンター等へ連絡要員等の派遣を行う。

(2) 道路啓開

陸上自衛隊により，被災したP A Z内の避難道路の道路啓開を行う。

15 発電所における事故拡大防止訓練

1 目的

川内原子力発電所2号機の全交流動力電源喪失等の対応訓練のほか、敷地周辺の緊急時モニタリング等を実施する。

2 参加機関

九州電力株式会社

3 訓練内容

(1) 発電所における主な訓練

- ア 緊急時対応訓練
- イ 通報連絡訓練
- ウ 発電所対策本部運営訓練
- エ AM（アクシデントマネジメント）訓練
- オ モニタリング訓練
- カ 原子力災害医療訓練

(2) 本店即応センター等における訓練

- ア 通報連絡訓練
- イ 本店対策本部運営訓練
- ウ 後方支援拠点運営訓練

＜参考 1：令和 3 年度原子力防災訓練 主な避難経路＞



<参考2：自衛隊，海上保安本部，県警察等の主な活動内容>

機関	車両等	数量	内容
陸上自衛隊 第12普通科連隊	中型トラック	2台	無線中継所の構成
	高機動車	6台	避難残留者捜索
	高機動車	1台	県災害対策本部LO
	小型トラック	1台	避難残留者捜索
陸上自衛隊 第8施設大隊	小型トラック	1台	指揮所運営・LO
	バケットローダ	1台	道路啓開
串木野海上保安部	巡視艇	1隻	海上モニタリング支援，海上警戒・広報活動
県警察本部	パトカー（ミニパト含む）	18台	情報収集，避難広報，避難誘導，残留者捜索，警戒警備，交通規制
	その他警察車両	11台	
	警察用航空機	1機	ヘリ映伝
九州管区警察局 鹿児島県情報通信部	資機材搬送車両等	4台	モバイル映像伝送
県防災航空センター	ヘリコプター	1機	要員搬送，ヘリ映伝
薩摩川内市消防局	ドローン	1機	道路被害状況確認
	消防車両	6台	避難広報，残留者捜索
薩摩川内市消防団	消防車両	7台	避難広報，残留者捜索

＜参考3：航空機・船舶 スケジュール＞

